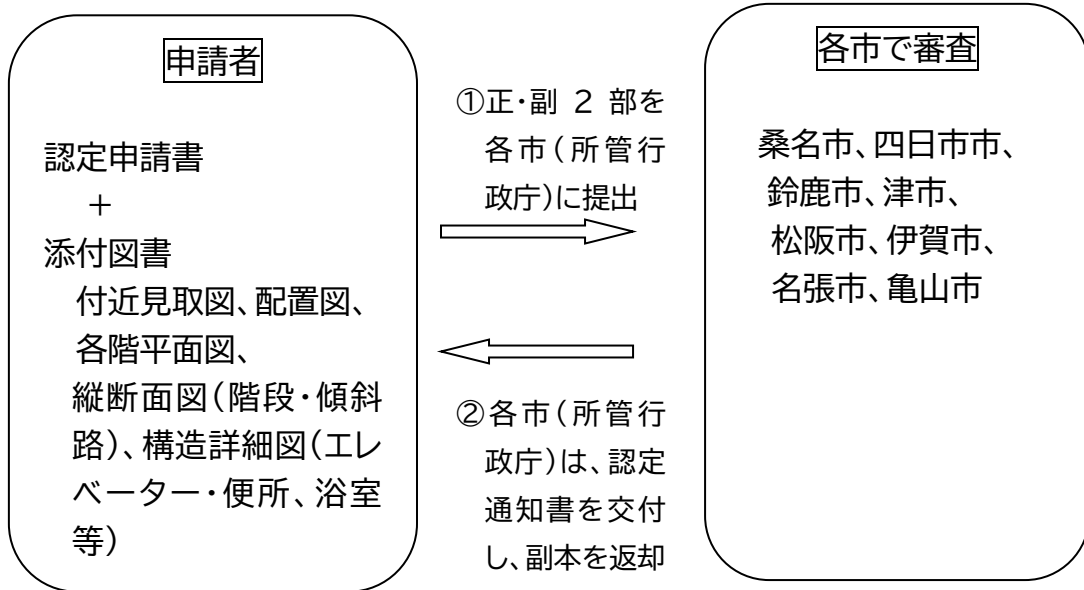


## バリアフリー法第 17 条に基づく認定申請の手続き

\* バリアフリー法第 17 条第 4 項による特例を受ける場合は、下図の認定申請書及び添付図書に併せて、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の建築確認申請書を併せて提出してください。

■ 特定建築物の所在地が、所管行政庁である桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊賀市(※)、名張市(※)、亀山市(※)の場合

※伊賀市、名張市、亀山市は、建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号に該当する建築物のうち、木造建築物(地階を除く階数が 3 以上、延べ面積が 300 m<sup>2</sup>を超えるもの、高さが 16m を超えるもの及び知事の許可を必要とするものを除く)及び同項第 3 号に該当する建築物(知事の許可を必要とするものを除く)の場合のみ。



■ 上記以外の場合(三重県が所管行政庁になります。)

